

「大学評価」とは、教育研究水準の維持向上のため、大学の活動状況を評価し改善していく仕組みです。

国立大学法人である本学は、文部科学省に置かれた国立大学法人評価委員会による「国立大学法人評価」（以下、「法人評価」）と、文部科学大臣の認証を受けた機関による「認証評価」を受審することが法律で義務付けられています。

### 国立大学法人評価

国立大学法人評価委員会は、中期目標期間の4年目終了時及び中期目標期間（6年間）終了時に、各国立大学法人の中期目標・中期計画に記載された事項の実施状況を検証し、達成状況を評価します。但し、教育・研究に関する事項については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構にその評価の実施を要請し、その結果を尊重することとされています。

「国立大学法人評価」の結果は、次期6年間の運営費交付金の算定へ反映されます。

#### 1 第3期中期目標期間（平成28～令和3年度）の九州大学の評価結果

- （判定は6段階）
  - 教育研究
  - 教育 達成している
  - 研究 顕著な成果が得られている
  - 社会連携 上回る成果が得られている
  - その他 達成している
  - 業務運営 おおむね達成している
  - 財務内容 上回る成果が得られている
  - 自己点検・評価 達成している

◦ その他業務運営

顕著な成果が得られている

## 認証評価

学校教育法により、全ての大学（国・公・私立大学）は、教育研究の質の保証を目的として、当該大学の教育及び研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）により、一定期間毎に、各認証評価機関が定めた評価基準に基づく評価を受けることが義務付けられています。

「認証評価」には、大学全体を対象とする「大学機関別認証評価」（受審期間：7年以内毎）と専門職大学院を対象とする「専門職大学院認証評価」（受審期間：5年以内毎）があります。

なお、本学は令和3年度に3回目となる「大学機関別認証評価」を受審し、「大学評価基準に適合している」との評価を受けました。

### 本学の評価結果

• （受審年度：受審機関）

◦ 法科大学院 「評価基準に適合している」

（平成30年度：（独）大学改革支援・学位授与機構）

◦ 経済学府産業マネジメント専攻

「評価基準に適合している」

（平成30年度：（公財）大学基準協会）

◦ 医学系学府医療経営・管理学専攻

「評価基準に適合している」

（平成30年度：（公財）大学基準協会）

◦ 人間環境学府実践臨床心理学専攻

「評価基準に適合している」

(令和元年度：(公財)日本臨床心理士資格認定協会)

- 大学機関別認証評価

「大学評価基準に適合している」

(令和3年度：(独)大学改革支援・学位授与機構)

#### もっと詳しく知るには

・九州大学インスティテューションナル・リサーチ室

<https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp>

#### お問い合わせ先

企画部企画課評価係 092-802-2176

内線:90-2176